

議会運営委員会

日 時 令和2年5月18日（月）
午前9時30分から
場 所 第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 令和2年6月島田市議会定例会の会期幅について 資料1

(2) 予定されている議案等について

【当局側の事項】

報告4件、補正予算4件、条例10件、一般2件 計20件

◎追加を予定している（可能性のある）議案等

【当局側の事項】

報告1件、条例1件、一般4件、人事24件 計30件

(3) 島田市議会議長及び副議長の選挙に係る今後の日程について

4 その他

(1) 新型コロナウイルスの感染確認、その後の対応フローについて 資料2

(2) 次回の議会運営委員会について

日 時 令和2年5月25日（月）午前9時30分～

議 題 ① 6月定例会の議案の取り扱いについて

② その他

5 閉 会

令和2年6月島田市議会定例会日程(案)

月 日	曜日	会 議 内 容	備 考
5月11日	月	議会閉会中常任委員会 午前9時30分～	
5月18日	月	議会運営委員会 午前9時30分～	
5月25日	月	議会運営委員会 午前9時30分～、議員連絡会 午後1時30分～、全員協議会 議員連絡会終了後	議会招集告示(5/24予定)、議案送付
5月27日	水		諸般通告締め切り正午 一般質問通告事前提出 午後3時
5月29日	金		一般質問通告締め切り 午後3時
6月1日	月	議会運営委員会 午前9時00分～ 【本会議(初日)】午前9時30分～ 会議録署名議員の指名、諸般の報告、会期の決定、閉会中の常任委員会審査・調査報告、予算・決算特別委員会・若者のまちづくり参画等に関する特別委員会調査報告、議会構成、議案上程・説明	
6月2日	火	休会	
6月3日	水	休会	
6月4日	木	休会	
6月5日	金	休会	
6月6日	土	休会	
6月7日	日	休会	※常任委員・議運委員 任期：R2.6.7まで
6月8日	月	休会(厚生教育常任委員会、経済建設常任委員会、総務生活常任委員会)午前9時30分～、(議会運営委員会)常任委員会終了後	
6月9日	火	休会	議案質疑通告締め切り 午後3時
6月10日	水	【本会議(代表質問)】午前9時30分～ (議会運営委員会(資料要求があった場合)午前9時00分～)	
6月11日	木		
6月12日	金		
6月13日	土	休会	
6月14日	日	休会	
6月15日	月	休会	
6月16日	火	【本会議(議案質疑)】午前9時30分～	
6月17日	水	休会(厚生教育常任委員会)午前9時00分～、(経済建設常任委員会)午後1時30分～	※時間内に終了しない場合は予備日(18日午後)で対応。
6月18日	木	休会(総務生活常任委員会)午前9時00分～、(常任委員会:予備日)	
6月19日	金	休会	討論の通告締め切り 正午
6月20日	土	休会	
6月21日	日	休会	
6月22日	月	休会	
6月23日	火	休会	

令和2年5月18日 議会運営委員会

6月24日	水	休会	
6月25日	木	休会	
6月26日	金	休会 議会運営委員会 午前9時30分～	
6月27日	土	休会	
6月28日	日	休会	
6月29日	月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【本会議(最終日)】 午前9時30分～</p> <p>委員長報告(休憩中質疑通告受付) → 質疑 → 討論 → 採決、議会だより編集に関する特別委員会 調査報告 → 設置、議員派遣、閉会中の継続審査・調査 ほか</p> </div>	
		29日間	

※会議規則第102条に基づく資料配付について

◎一般質問をしようとする日の2日前(土・日曜日を除く)までに事務局に提出してください。

【議員】

本人や同居家族に熱や咳などの風邪の症状が出ている場合

登庁自粛、自宅で経過観察

※議長に報告

- 発熱やせきなどの軽い風邪症状が続く
- ※糖尿病や心不全、透析などの持病がある場合はすぐに相談
- 強いだるさや息苦しさ、高熱がある
- 「におい」や「あじ」の異常を感じる

【議会】

当該議員は登庁禁止

- 濃厚接触者と疑われる者に、議長が自宅待機を要請
濃厚接触者と判定された者は、最終接触日から2週間の健康経過観察
 - ・体調に異常のある者は、帰国者・接触者相談センター（中部保健所）に連絡し指示を受ける。
 - ・2週間の経過観察後、体調に異常のない者は議長に報告し活動を再開する。

保健所の消毒命令に従い、施設の消毒を実施

①保健所が濃厚接触者の判定を行う。濃厚接触が疑われる者に、議長が自宅待機を要請。濃厚接触者と判定された者は、保健所の指導により2週間の健康経過観察を実施。
【濃厚接触者とは】新型コロナウイルス感染者と必要な感染予防策をせずに手で触れ、また対面で互いに手を伸ばした距離（1 m程度）で15分以上接触があった者（参考：厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」）。ただし、濃厚接触者の判断は保健所が決定する。

【医療機関】

新型コロナ受診相談窓口へ連絡

帰国者・接触者相談センター
(中部保健所：054-625-7084)
または、かかりつけ医に相談

検査対象とならなかった場合

感染が認められない場合（陰性）

感染が認められた場合（陽性）

資料 2

【保健所】

指定の医療機関の医師が保健所へ連絡
※入院勧告

保健所が、感染者の行動履歴や濃厚接触者（議員・家族等）を調査

保健所が、職場の消毒の必要性があると判断した場合、消毒命令を文書で発出